

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一
部改正

(出納管理課) 四二一^{ページ}

公 示

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦

(労働雇用課) 四二二

告 示

岐阜県告示第四百九十八号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年九月二十二日から適用する。ただし、岐阜市職員互助会、高山市職員互助会及び揖斐川町に関する部分は、平成二十三年九月二十六日から適用する。

平成二十三年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

「伊藤和子(可児市庁舎内)」を 「伊藤和子(可児市庁舎内)」に、「輪之内町」を 「美濃市」に、「安八町」を 「安八町」に改める。
「輪之内町」 「揖斐川町」

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 三 年 九 月 二 十 日

第 二 千 二 百 八 十 四 号

平 成 二 十 三 年 九 月 二 十 日

(火 曜 日)

公 示

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦

第四十二期岐阜県労働委員会委員の任期が平成二十三年十二月二十三日をもって満了するので、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十三期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成二十三年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 推薦団体

1 使用者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主要な部分である使用者団体

2 労働者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十三年九月二十日（火）から

同 年十月三十一日（月）まで

四 推薦手続

1 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県商工労働部労働雇用課に提出すること。

- (一) 別記様式第一の推薦書
- (二) 被推薦者の履歴書

2 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を岐阜県商工労働部労働雇用課に提出すること。

- (一) 別記様式第二の推薦書
- (二) 被推薦者の履歴書
- (三) 推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岐阜県労働委員会の証明書

別記様式第 1

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

事務所所在地

団 体 名

印

代表者氏名

印

第43期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦について

第43期岐阜県労働委員会の使用者委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属団体及び地位	所属会社及び地位	備考

別記様式第 2

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

労働組合所在地

労働組合名 印

代表者氏名 印

第43期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦について

第43期岐阜県労働委員会の労働者委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合及び地位	所属職場及び地位	備考

平成二十三年九月二十日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター